

指定難病医療費助成制度の「高額かつ長期特例」のご案内

指定難病に認定された方で、自己負担上限月額が10,000円以上の方は、支給認定後の指定難病に係る医療費総額が50,000円を超える月が年間6回以上ある場合は、「高額難病治療継続者」として申請いただくと、申請の翌月※より自己負担が次のとおり軽減されます。

- 自己負担上限月額が10,000円の場合⇒5,000円
- 自己負担上限月額が20,000円の場合⇒10,000円
- 自己負担上限月額が30,000円の場合⇒20,000円

※申請日が1日の場合は、申請月より軽減されます。

申請方法

- 支給認定申請書の「高額かつ長期」の項目に○を記入
- 自己負担上限額管理票のコピーを添付
 - ※指定医療機関から医療費総額※が月ごとに50,000円を超えるまで記載してもらっているか確認してください。
 - ※50,000円を超えるまでの記載がされていない場合は、裏面の医療費申告書に指定医療機関が発行する領収書等のコピーを添付してください。

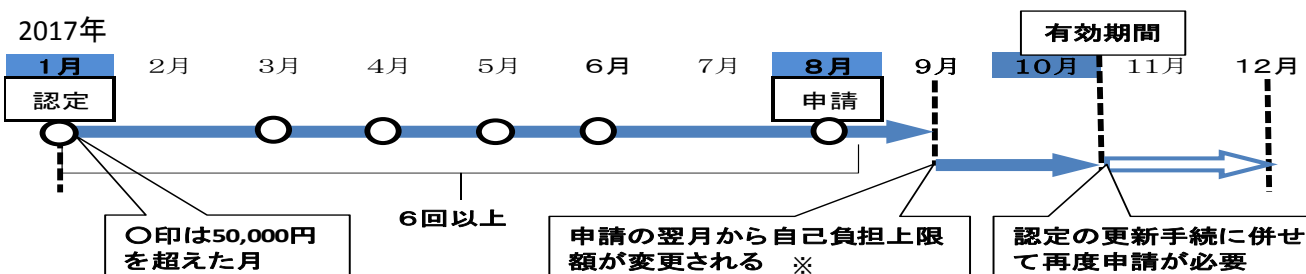
申請に必要な医療費の計算方法

指定難病患者として認定された後の医療費総額※が50,000円を超える月が、「高額難病治療継続者」の申請をする日以前の12か月以内に6回以上ある方が対象です。

- ※医療費総額とは、患者さんの自己負担額ではなく、保険分も含めた金額です。
- ※医療費総額には、指定難病に係る医療機関での診療のほか、調剤や訪問看護利用分等も含まれます。

(医療費を計算する期間の例)

- 2017年1月に指定難病患者として認定された場合、医療費総額が50,000円を超えた月が1月以降6回以上あれば申請が可能です。(自己負担上限額は、申請の翌月から変更されます。)
- 変更後の自己負担上限額は、現受給者証の有効期間内に限られます。引き続き高額難病治療継続者の認定を受けようとするときは、更新手続きに併せて再度申請が必要です。(変更から3か月以内であれば、自己負担限度額管理票のコピーは省略できます。)



申請の受付窓口

※申請日が1日の場合は申請月から

最寄りの各区健康福祉課、各地域保健福祉センターで申請をしてください。

【お問い合わせ先】

新潟市保健所保健管理課 企画管理係 TEL:025-212-8183(直通)